

令和5年12月4日

### 京都北部地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

京都北部地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、令和5年12月4日に、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えましたので、お知らせします。

#### ●京都北部地区（令和5年12月4日現在）

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和5年9月15日	6	227	85.02	267
（3ヶ月経過日） 令和5年12月15日				

#### ※京都北部地区

京都府綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

#### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係  
電話：06-6949-6446